

令和2年度

新任職員研修資料
(地域福祉課)

日時 : 令和2年11月20日(金)
14:00~16:00

会場 : 下地農村環境改善センター

初任者研修【地域福祉課】について R2-11-16 作成

地域福祉課では会員会費収入による地域福祉事業や、赤い羽根共同募金による配分金事業、市・県による受託事業を実施しながら様々な活動に取り組んでいます。※P9 参照

【地域福祉課の組織】

1) 地域福祉係

①地域福祉活動事業

- ・地域福祉係 4名

②宮古島市地域福祉計画推進事業

- ・コミュニティーソーシャルワーカー 5名

③宮古島市における生活困窮者等支援のための共助の基盤づくり事業

- ・地域福祉活動コーディネーター 1名

2) 生活支援係

①日常生活自立支援事業

- ・自立支援専門員 5名
- ・生活支援員 8名

②法人後見受任事業

- ・法人後見専門員 3名

3) 生活支援コーディネーター

①第1層生活支援コーディネーター 1名

②第2層生活支援コーディネーター 2名

4) 子育て支援事業

①子育てアドバイザー 2名

1. 【社会福祉協議会について】

社会福祉協議会は社会福祉法に基づき設立されている民間の団体です。

社会福祉法

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、(中略)

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

①社会福祉協議会は、福祉サービスを住民自らの手で支えあうことを目的とした事業を進めるために、上記の社会福祉法第109条に挙げられた福祉事業を実施する団体となっています。

②社協は、地域福祉推進のために参加・協働する地域のあらゆる団体・組織を構成員とし地域社会の総意を結集し、その構成員は、住民組織、社会福祉に関する活動を行う団体、公私の社会福祉事業者及び社会福祉関係団体等、地域福祉推進に必要な地域の主要な諸団体を基本に組織することが望ましいとされている。

③つまり、社協は地域にある社会資源である自治会、民児協、ボランティア団体、他の団体と共同して地域の課題や福祉活動に対応していくための活動を行う団体ということ。しかし、第109条に挙げられている事業内容は、「地域福祉の推進」のための事業などが多岐にわたるため、組織として地域の課題等を明確にし、目標・計画を立てながら、それぞれの事業を進めていく必要があります。

▼ 社協の活動と住民参加について

社協の活動は地域住民等の福祉活動への参加が基本となっています。

会費・共募共に地域住民からの支援でありながら、住民一人ひとりが地域の福祉を支えているという意味を持っています。

○現在、私たちが暮らす地域社会では、誰もがその問題の当事者になり得てしまうほど、暮らしに関わるさまざまな問題が発生しています。

○貧困や孤立、孤独死、介護の問題等、身近な暮らしの中では、「気がかりなこと・生活のしづらさ」があふれています。それは福祉サービスを利用するまで気づきにくい問題でもあります。

▼ 今、なぜ「住民参加」が必要なのか

○地域で起こっているさまざまな問題を解決するためには、タテ割や断片的な援・関わりだけでは対応できないことが多くなっています。

つまり、「公助」・「自助」に、地域や住民から創りだしていく「共助」を加え、三位一体で問題を解決していくことが求められているということです。 ※P12

○中でも「共助」は、地域や住民の中に根づいている「意識」や「相互の人間関係」、「物財・設備」、「行事」などを含む、地域資源を土台にして成り立つものです。

○問題が複雑で多様化しているからこそ、地域に埋もれている住民の知恵やアイデアなどの掘り起こしが必要になります。

○「一人の困りごとをみんなの知恵と力を活かして解決していく」、「地域は住民（みんな）の力で守っていく」、「みんなで自分たちの地域を盛り上げていく」という機運を高め、【住民が主体的に参加】してまちづくりをすすめていくことを啓発したりするなど、そのための具体的な運動を展開してことが重要になってきます。

○現在、国、県、市では上記の「共助」の推進に力を入れているといえます。

国の取り組みとして「地域包括ケアシステム」、沖縄県社協の取り組み「THANKS 運動」、宮古島市では第2次地域福祉計画において基本目標に「地域の福祉力向上の支援」「地域における支援の仕組みづくり」を挙げており、このことから地域における支えあい「共助」の基盤づくりが現在の超高齢社会や団塊の世代が後期高齢者となる2025問題等に対応していくために必要な取り組みだと考えられます。

○そうした中、宮古島市社会福祉協議会においても、各地区への地域福祉係の配置や、CSWの配置を進めており、令和2年度は地域福祉係4名、CSW5名体制で地域からの相談やネットワークづくり、当事者団体や福祉団体との協働を通して、地域団体としての活動の推進と強化を図り、地域の「共助」基盤の強化に努めています。

2. 地域福祉活動・事業を行うための財源について

社会福祉協議会が実施する事業の主な財源は

- ①会員会費（戸別会員、賛助会員、団体会員、特別会員）
- ②共同募金配分金
- ③補助金（市・県）
- ④委託金（市・県）
- ⑤寄付金

1) 会員会費

社会福祉協議会では「住民会員制度」を導入しています。

日本の民主化は戦後に始まり、社会福祉の領域においても民間の社会福祉活動の強化を図るため組織化され、行政任せにするのではなく、市民の側から自主的、主体的に福祉活動を興し、住民の力を結集して福祉コミュニティづくりをすすめることを目的としている団体が社会福祉協議会です。

社協の活動は、住民参加が基本です。会員制度とは、社協事業の趣旨にご賛同くださった方々に、財政面で支援をしていただくものです。また、会員になることによって、一人ひとりが「地域福祉」を自らの活動として受け止め、間接的に参加していただくという意味ももっています。社協が「住民会員制度」をとらせていただいている理由はここにあります。

社協の会員制の意義

○社協の住民会員制度は、社協の行う事業を地域住民の参加・協力・支持によって進めるために必要であり、会員となることを通して、地域福祉の推進や社協事業への参加を意思表示していただくものである。従って、住民会員制度が賛助会員の性格を有するという意味では地域住民の自覚に基づく加入を基本として整備を図る必要があり、一律・機械的なものではなく、自覚ある加入を広げる中でいわゆる「全戸加入」を目指すことが必要である。

○社協の会員とは、一般的に会費納入によって資格・権利を生ずる社団法人の「社員」とは性格が異なり、会費の納入如何に関わらず社協の各種サービスを受けることができる。従って会員会費は、地域福祉を推進する団体としての社協を「お金」で支えるという「募金、寄附金」のような要素が強く、会費を納める行為そのものは、ボランティア活動の一貫としてとらえられる。

2) 共同募金配分金

【共同募金と共同募金会について】

共同募金会は社会福祉法第 113 条、第一種社会福祉事業を法的根拠に、共同募金運動を行っています。また、共同募金会以外の者は共同募金事業を行うことはできません。

1) 【第一種社会福祉事業とは】

利用者への影響が大きいと、経営安定を通じた利用者の保護の必要性が高い事業（主として入所施設サービス）です

経営主体

- * 行政及び社会福祉法人が原則です。施設を設置して第 1 種社会福祉事業を経営しようとするときは、都道府県知事等への届出が必要になります。
- * その他の者が第 1 種社会福祉事業を経営しようとするときは、都道府県知事等の許可を得ることが必要になります。
- * 個別法により、保護施設並びに養護老人ホーム及び特別養護老人ホームは、行政及び社会福祉法人に限定されています。

2) 【第二種社会福祉事業とは】

比較的用户への影響が小さいため、公的規制の必要性が低い事業（主として在宅サービス）です

経営主体


- * 制限はありません。すべての主体が届出をすることにより事業経営が可能となります。

目標額の決定について

共同募金も目標額・配分金の額は「配分委員会」によって公正に決められています。

- * 配分委員は、県内の各方面（寄付者・学識経験者・マスコミ・福祉関係等）の代表者が選ばれています。
- * 公正な配分の為に、社会福祉法 115 条において配分委員会の設置が決められています。

目標額は 2 つに分けられます。

目標額  A 目標 広域配分：福祉施設団体及び未法人団体、募金事業費

B 目標 地域配分：市町村社協の地域福祉活動費

- * 社会福祉協議会で事業費として活用されるのは B 目標の地域配分となります。

A/B 目標の関係

- * 募金の実績額から広域配分（A 目標）が県共募より県内福祉団体等へ助成されます。
- * 募金実績から広域配分（A 目標）がひかれた額が地域配分（B 目標）として地域の福祉事業費として社会福祉協議会へ配分されています。
- * つまり、募金額実績から広域配分（A 目標）が優先して県共募へ送られるため、その年度の実績額が低ければ、地域配分額（B 目標）が減り、地域へ還元される福祉事業費が減る仕組みになっています。逆に、目標額を上回った場合、広域配分額（A 目標）は金額が確定しているため、目標を上回った額がそのまま地域配分額に上乘せられるため、地域への還元が増えることとなります。

<共同募金の6つの特徴>

共同募金は民間の社会福祉活動を支援するための募金です。

- ・ 民間性 民間活動であること
- ・ 地域性 都道府県の地域を単位としている
- ・ 計画性 募金需要額を把握して運動を展開する
- ・ 公開性 寄付金の配分計画や実績について明確に公表
- ・ 参画性 ボランティアによって支えられている
- ・ 福祉教育の普遍性 社会に対する住民の理解と関心を高めつつ、地域でのボランティア活動等、社会福祉の諸活動への住民の参加を推進すること。

3. 【地域福祉計画と地域福祉活動計画について】

1) 市町村地域福祉計画とは

- 地域福祉計画は、みんな（住民、家族、隣近所、友人、地域活動団体、社会福祉協議会、ボランティア等の福祉関係者、事業所などの主体）が連携をとりながら仕組みをつくり、計画的な取り組みを進めていくために、策定する計画です。

① 地域福祉計画の策定の必要性

少子・高齢化や核家族化の進展、地域住民相互のつながりの希薄化など、地域や家族を取り巻く環境が大きく変化する中で、地域では住民相互の支え合いや助け合い、自立した生活を支援する福祉サービスや地域ぐるみの福祉活動などによって、誰もが安心して暮らせる福祉コミュニティをつくることが求められています。社会福祉法においては、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げ、地域住民や社会福祉事業者、社会福祉活動を行う者は、相互に協力し、地域福祉の推進に努めなければならないとされており、こうした地域福祉推進のための方策として、同法第107条で市町村地域福祉計画の策定が規定されました。

地域福祉計画は、住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である住民や市町村社会福祉協議会、関係団体等と協働し、要支援者の生活上の課題解決に向けた福祉サービスや地域の福祉活動などの支援体制を総合的かつ計画的に整備するとともに、地域における今後の福祉コミュニティづくりの方針、方向性を住民に示す大変重要な計画です。

社会福祉法より抜粋 第 107 条（市町村地域福祉計画） 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

② 第 2 次宮古島市地域福祉計画では 2 つの基本目標を掲げて取り組むとしています。

地域の助け合いによる福祉を推進するため、困った時に助け合う関係づくり、お互いを認め支え合い共に生きる社会づくりを目指すための仕組みやアイデアを示したものです。

基本目標 1 地域の福祉力向上の支援

子どもから大人まで市民一人ひとりが、それぞれの立場で可能な範囲で地域の支え合いに参加していくよう、様々な機会を通じて、地域福祉に関する教育、学習等の場を提供し、市民意識の醸成を図ります。現在、宮古島市においては、自治会を中心に小地域ネットワーク活動による支え合い活動を進めています。この活動の充実が、とりもなおさず地域福祉の推進に結びついていきます。したがって、社会福祉協議会等関連機関との連携を図り、小地域ネットワーク活動の支援強化を進めます。また、自治会のない地域や自治会活動が低下している地域では、地域の社会資源等を活用した小地域ネットワーク活動の組織化に向けた支援を行います。

基本目標 2 地域における支援の仕組みづくり

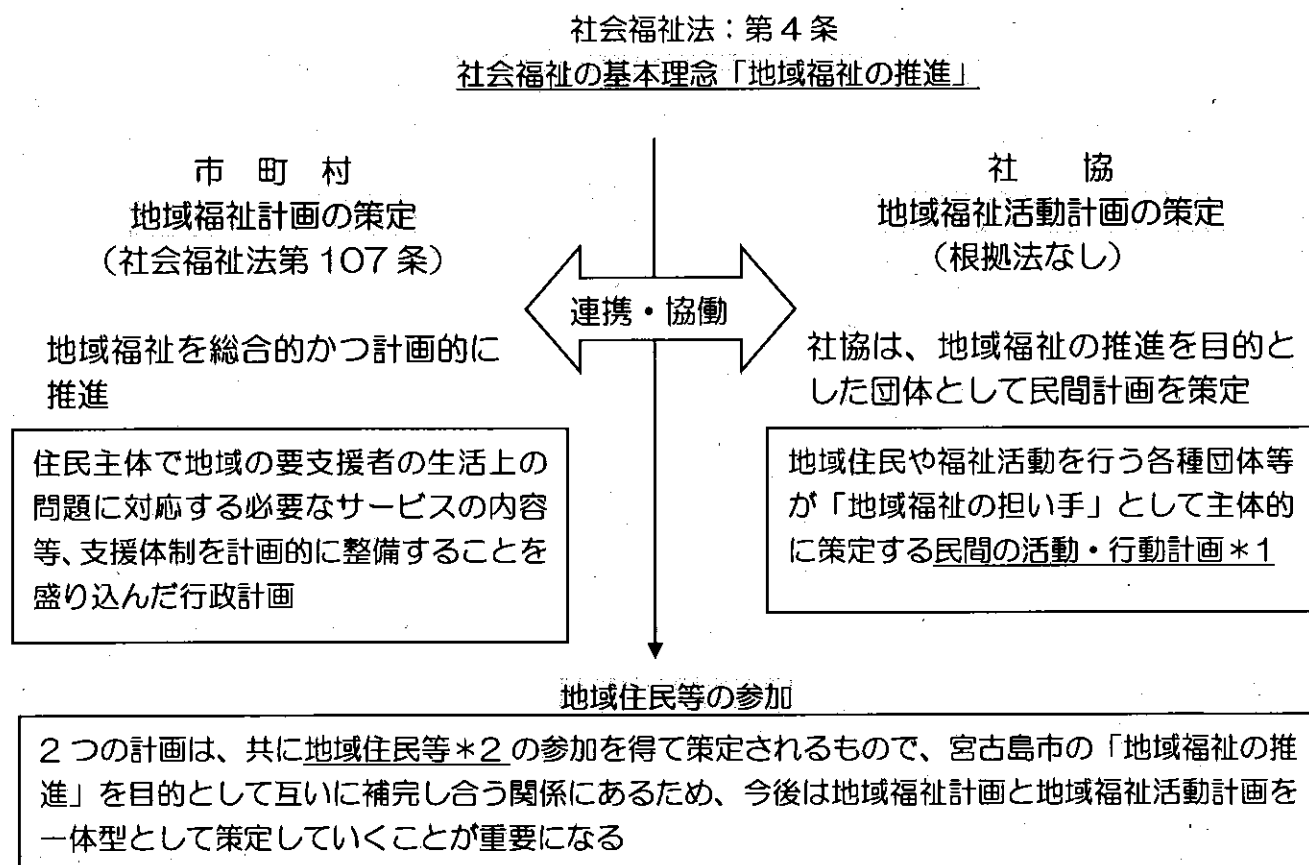
市民が、必要な支援を利用しながら、地域で暮らし続けていくことができるよう、適切な情報提供、相談機能の充実、相談支援のための体制整備等、相談支援の充実を図ります。広大な市域においては、各地に行政庁舎、保健センター、社会福祉協議会各支所など保健・福祉関連施設が立地することから、地域バランスを考慮し、既存施設を活用しつつ、地域子育て支援センターや地域包括支援センター、相談支援事業所等との連携を図りながら相談支援のための拠点施設を確保します。また、障がい等があっても、地域で安心して暮らしていくことができるよう、権利擁護の充実を図ります。

2) 地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、行政が策定する地域福祉計画と連携・協働し、地域住民及び福祉・保健等の関係団体が、地域福祉推進に主体的に関わるための具体的な活動の計画です。つまり、地域住民やボランティア、当事者などが主体的に参加し、地域社会を基盤にして進めていく地域福祉を、どのように推進していくかをまとめたもので、地域福祉を推進する団体として「社会福祉協議会」が策定しています。

地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

<地域福祉計画と地域福祉活動計画の連携イメージ>



*1 行政サービスで対応できない問題等に地域で対応していくための支援計画
(住民の行動規範ではない)

*2 地域住民等とは、地域に暮らす住民だけではなく、施設団体、専門職等、地域で活動する様々な人たちが含まれている。

○ つまり、地域福祉を進める上での市全体の理念や仕組みをつくる計画が地域福祉計画であり、それを実現・実行するための中核をなす社会福祉協議会の行動のあり方を定める計画が地域福祉活動計画といえます。

4. まとめ

以上、社会福祉協議会は、設立以来、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしたいという願いを叶えるために、地域住民一人ひとりが地域社会を構成する一員として、住みたいと思えるような風土や支え合いの仕組みづくり住民の手で構築していくことを推し進めてきました。今後より効果的な事業を実施していくためにも、市の計画と連携した計画のもと、各部署の業務にあたっていく必要があると考えます。

もちろん計画がなくても、これまで同様の事業実施は問題なくできると思います。しかし、業務をとおして地域の課題等を知る社協の事業だからこそ、どういった福祉の地域づくりを進めることが

必要か？ということが見えてくると思います。そういった地域の課題を関連事業だけで対応していくのではなく、社協組織として「地域住民が安心して暮らしていくための福祉事業の進め方・地域づくり」を計画として取りまとめていくことで、より効果的ではないのか？と考えています（地域福祉課長として）

宮古島市の地域福祉の総合計画である「宮古島市地域福祉計画」の内容には社協が行っている受託事業が多く含まれています。つまり行政からの受託事業は、行政が地域住民への支援として重要だと認識しているから実施・委託しているわけです。そういう重要な事業を担う社会福祉協議会は社協独自の「地域福祉活動計画」を策定し、行政と民間・住民の活動を補完し合いながら、社会福祉法 109 条の目的を踏まえ、地域の課題解決のために地域住民等による「自助・公助・共助」の支え合い・助け合える基盤づくりのための福祉事業を、計画的に進めていく必要があります。

現在、宮古島市社会福祉協議会では第 2 次宮古島市地域福祉活動計画に沿った事業を進めており、次年度から始まる宮古島市行政計画である第 3 次地域福祉計画と、社協の第 3 次地域福祉活動計画の一体的な策定に向けて協議を進めています。

【宮古島市社協（地域福祉課）の実施している事業一覧】

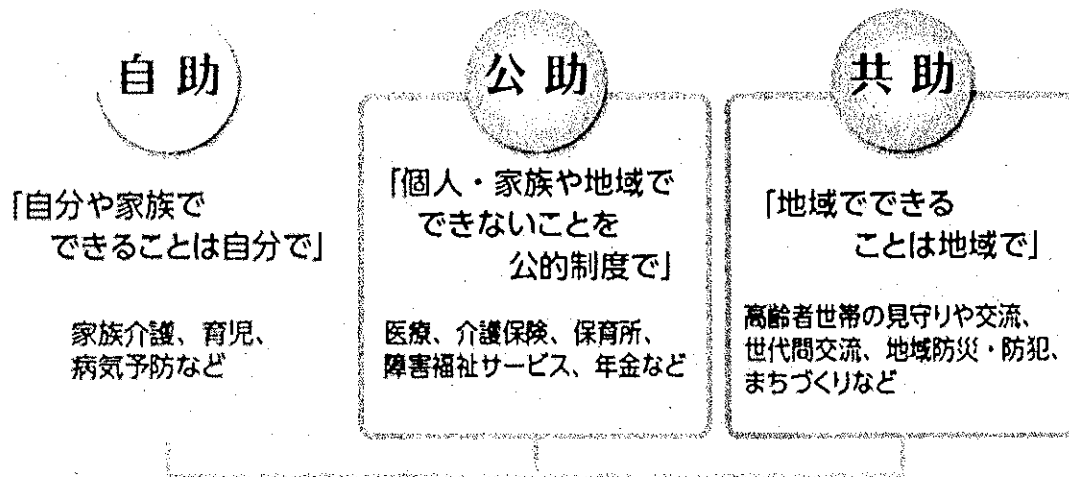
事業種別	事業名
<p>地域福祉活動事業 (会費収入による自主事業)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生活困窮者支援関連事業 <ol style="list-style-type: none"> 1) フードバンク事業 2) 法外援護給付事業 2. 自治会活動への支援 <ol style="list-style-type: none"> 1) 自治会サポート事業 3. 高齢者関係事業 <ol style="list-style-type: none"> 1) いきいきふれあいサロン活動支援 2) 宮古島市老人クラブ活動助成 4. 障害者関係事業 <ol style="list-style-type: none"> 1) 宮古地区障害者フェスティバルの開催 2) 障がい者団体への助成・活動支援 3) 宮身協・宮身連・宮視協・育成会等 5. 母子父子関係事業 <ol style="list-style-type: none"> 1) 宮古島市母子寡婦福祉協会活動助成 6. ボランティア関係事業 <ol style="list-style-type: none"> 1) ボランティアセンターの運営 2) いきいきふれあいサロン代表者会議の開催 7. 外国出身者への支援関係事業 <ol style="list-style-type: none"> 1) 日本語教室の開催 8. その他の事業 <ol style="list-style-type: none"> 1) 福祉用具の貸出 2) ニュースポーツ用具の貸出
<p>共同募金配分金事業 (赤い羽根募金による事業)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 募金運動 <ol style="list-style-type: none"> 1) 戸別、職域、団体、法人募金の協力依頼 2) 街頭募金活動 2. 老人福祉事業 <ol style="list-style-type: none"> 1) ゲートボール大会 2) 一人暮らし高齢者激励会 3) 高齢者ピクニックの開催 3. 障害者（児）福祉事業 <ol style="list-style-type: none"> 1) ポッチャ大会の開催 2) 障害者スポーツ大会協力 4. 児童青少年福祉事業 <ol style="list-style-type: none"> 1) ふれあいおはなしフェスティバルの開催 2) 新入学児童学用品配布事業 5. 母子父子福祉事業 <ol style="list-style-type: none"> 1) 赤ちゃんオムツ給付事業 2) 母子寡婦福祉協会交流会 6. 福祉育成事業

	<ul style="list-style-type: none"> 1) サマーボランティア体験学習 2) 福祉体験学習（学校・企業ハンディキャップ体験） 3) 福祉啓発映画上映会 7. ボランティア活動育成事業 <ul style="list-style-type: none"> 1) ボランティア団体活動助成 8. 歳末助け合い運動 <ul style="list-style-type: none"> 1) 歳末助け合い募金の募集 2) チャリティー事業の実施 3) 歳末助け合い義援金の配分
<p style="text-align: center;">受託事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1. 宮古島市地域子育て支援事業（つどいの広場くれよん） <ul style="list-style-type: none"> 1) 子育て親子の交流、集いの場の提供 2) 子育てに関する相談、援助の実施 3) 地域の子育て関連情報の提供 4) 子育て及び子育て支援に関する講習の実施 2. 日常生活自立支援事業（宮古地域権利擁護センターみやこ） <ul style="list-style-type: none"> 1) 福祉サービスの利用援助 2) 日常的金銭管理 3) 重要書類等預かりサービス 4) 日常生活に必要な事務手続き等のお手伝い 3. 法人後見受任事業（成年後見支援センターみやこ） <ul style="list-style-type: none"> 1) 成年後見制度に関する相談・問合せへの対応 2) 成年後見制度の利用申請に対する支援 3) 成年被後見人に関する身上監護業務。 4) 成年被後見人に関する財産管理業務。 4. 宮古島市地域福祉計画推進事業 <ul style="list-style-type: none"> 1) コミュニティーソーシャルワーカーの設置 2) ふれあい総合相談センターの設置 3) 小地域ネットワーク協力員会議の開催推進 5. 生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業 <ul style="list-style-type: none"> 1) フードバンク・フードドライブの推進 2) 市民講座（困窮関係）の開催 3) 福祉資金・法外援護等相談 4) その他、地域の困窮支援のためのネットワーク作りや啓発。 6. 生活福祉資金貸付事業 <ul style="list-style-type: none"> 1) 福祉資金貸付に関する相談 2) 福祉資金貸付の申請受付業務 3) 償還に関する相談・助言等 7. 宮古島市長寿大学の開催 <ul style="list-style-type: none"> 1) 講師との日程等調整 2) 受講生募集 3) 会場等の日程調整

	<p>4) 開講式・閉講式の開催</p> <p>8. 宮古島市生活支援コーディネータ設置事業</p> <p>1) 通いの場事業の設置推進</p> <p>2) いきいき百歳体操の設置推進</p> <p>3) ボランティア講座等の開催（通いの場等事業関係）</p> <p>4) 専門職（理学療法士等）の派遣事業（通いの場等事業関係）</p>
<p>活動支援・協力</p>	<p>1. 宮古島市民生委員児童委員協議会活動支援</p> <p>1) 事務局</p> <p>①宮古島市民生委員児童委員協議会</p> <p>②平良第一民生委員児童委員協議会</p> <p>③平良第2民生委員児童委員協議会</p> <p>④伊良部民生委員児童委員協議会</p> <p>⑤城辺民生委員児童委員協議会</p> <p>⑥下地上野民生委員児童委員協議会</p> <p>⑦宮古地区民生委員児童委員連絡協議会</p> <p>2) 実施内容</p> <p>①定例会・総会等の開催</p> <p>②危険箇所点検等の自主事業</p> <p>③その他、社協の実施する事業への協力依頼を行い、相互連携のもと事業を実施。</p> <p>2. 障がい者団体活動支援</p> <p>1) 事務局</p> <p>①宮古島市身体障がい者福祉協会 伊良部支部</p> <p>②宮古島市身体障がい者福祉協会 下地上野支部</p> <p>③宮古地区視覚障がい者福祉協会</p> <p>2) 活動支援</p> <p>①障がい者スポーツ大会協力</p> <p>・運営役員、会場係、ボランティア募集等</p> <p>②団体活動や交流会等協力</p> <p>・団体忘年会や総会等への協力</p> <p>3. 老人クラブ活動支援・協力</p> <p>1) 運動会等、事業への参加協力</p> <p>2) その他、必要とされる支援</p> <p>4. ボランティア団体活動支援</p> <p>1) ボランティアセンターを通じた保険加入の支援等</p> <p>5. 24時間テレビ協力</p> <p>1) 街頭募金運動</p>

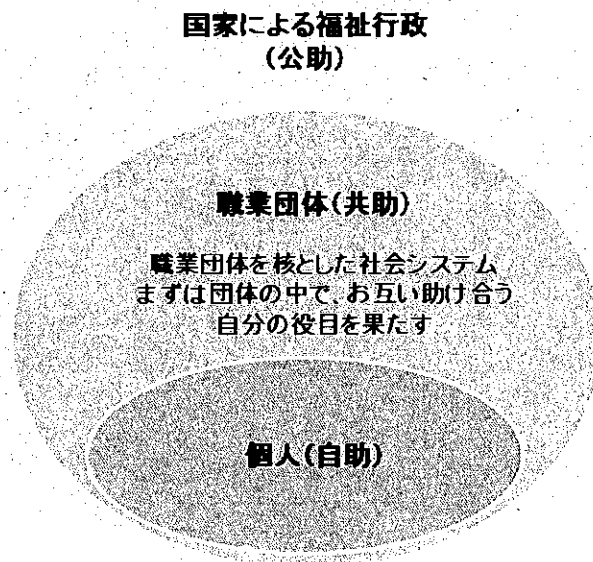
【参考資料】

自助・公助・共助と地域福祉



地域で暮らす人々の生活課題の解決

ヘーゲル流社会保障政策(補完性の原理)



下位の社会集団の問題解決能力を最大限に重視し、それでも解決できない場合にはじめて国家が援助するといういわゆる「補完性の原理」